

# 生徒及び保護者等と教職員との連絡手段に関わるガイドライン

令和6年8月23日

## 趣旨

生徒の電話番号や電子メールアドレス等（以下「電話番号等」という。）を活用して授業や部活動、学校安全上の指導事項等に関わる連絡を行うことには、一定の有効性や利便性が認められるが、その一方でこうした個人情報利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められることから、ガイドラインを定める。

## 1 電話番号等の取得

- (1) 教職員が学級経営や部活動指導等において必要な場合は、生徒及び保護者等の電話番号等の個人情報を取得することができる。
- (2) 電話番号等を取得する対象は、担当する学級及び部活動等(生徒会役員を含む)の生徒とその保護者等、PTA役員とする。
- (3) 取得する場合は、保護者等の承諾を得た上で、教職員が校長に届け出る。

## 2 電話番号等による連絡

- (1) 取得した電話番号等による教職員からの連絡は、授業や部活動、PTA活動、安全上の緊急連絡などのうち、時間等の制約から口頭で伝えることが困難な事項に限る。
- (2) 連絡する時間については、社会通念上の適切な時間帯とする。

## 3 教職員の電話番号等の提供

- (1) 教職員は担当する学級及び部活動等の生徒とその保護者等、PTA役員に自己の電話番号等を提供することができる。
- (2) 生徒及び保護者等からの連絡は、ホームルームや部活動等、PTA活動の欠席等、事務的な内容に限ることとする。
- (3) 提供する場合は、教職員が校長に届け出る。

## 4 電話番号等の活用に関する留意事項

- (1) 生徒及び保護者等と教職員との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等による私的な連絡等は行わない。
- (2) 生徒及び保護者等からメール等を利用して私的な悩みなどについて相談があった場合は、学校において直接面談することとする。
- (3) 取得した電話番号等は、他者へ公開・提供してはならない。
- (4) 使用しなくなった生徒及び保護者等の電話番号等は、直ちに削除する。
- (5) その他、特別の事情がある場合は、校長の判断により対応する。